

## 大阪府営公園における広告の許可に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、府営公園における横断幕、看板、公園施設への記載その他の方法で広告を表示する行為（以下「広告行為」という。）に基づく許可に関して必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 府営公園における広告行為の許可は、都市緑化の振興、府営公園事業の推進並びに府営公園の活性化による府民サービスの向上に資することを目的とする。

### (許可の対象とする広告行為等)

第3条 許可の対象とする広告行為は次に掲げる行為とする。

- 一 催しや条例別表第一に掲げる有料公園施設の使用等（以下「催し等」という。）に際し一時的に設けるもの
  - 二 既存の公園施設に一定の期間継続的に設けるのもの
  - 三 都市公園法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により公園管理者以外の者が公園施設を設置する際、当該公園施設に広告を表示する行為
- 2 前項各号の広告行為により広告を表示する場所は次に掲げる場所とする。
- 一 前項第一号に定める広告行為については、当該催し等で使用する都市公園の区域及び有料公園施設
  - 二 前項第二号及び三号に定める広告行為については、土木事務所長及び指定管理者が定める公園施設
- 3 第一項各号の広告行為は、以下の手続きにより許可を行うものとする。
- 一 前項第一号及び第二号に定める広告行為については、条例第四条第一条第一号に基づく許可（当該催し等の主催者によるものを除く。）
  - 二 前項第三号に定める広告行為については、法第五条第一項に基づく許可
- 4 許可の対象とする広告の内容は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）第3条及  
び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に適合するものとする。

### (広告の規格)

第4条 広告の規格については、広告を掲出する場所の形状及び性質、美観等を考慮して別に定めるものとする。

(募集方法等)

第5条 広告の募集は、公募により行うものとする。ただし、第3条第1項第1号に定める広告行為についてはこの限りではない。

2 公募の方法等は、募集要領で定めるものとする。

(許可期間)

第6条 公募による広告行為の許可期間は、募集要領で定めるものとする。

2 公募によらない広告行為の許可期間は、1年以内とする。

(選定方法)

第7条 公募によって広告を募集する場合の広告の選定は、指定管理者が設定する最低広告料以上で申し込みのあった者のうち、最高の応募価格をもって申し込みをした者に決定するものとする。ただし、同額の場合はくじにより行うものとする。

(広告の掲載及び撤去等)

第8条 広告の掲出等及び撤去は広告主が行う。ただし、協議により大阪府及び指定管理者が行うことができる。

(事故責任)

第9条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

- 1 当該事故が大阪府又は指定管理者に起因するときは大阪府又は指定管理者が補償する。
- 2 当該事故が大阪府又は指定管理者に起因しない場合は広告主が補償する。
- 3 広告が盗難等にあったときは、大阪府又は指定管理者に起因しない場合には、大阪府又は指定管理者は一切の責任を負わないものとする

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲出等された広告等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告等に関連して損害を被った旨の賠償がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(法又は条例に基づく許可との関係)

第11条 次に掲げる許可を受けた者が、当該許可に係る行為又は許可を受けて設置する公園施設に関する広告を表示する場合は、別途、条例第四条第一条第一項に基づく広告の許可を要しないものとする。

一 条例第四条第一項第二号に規定する業としてのロケーション又は写真撮影の許可

- 二 条例第四条第一項第三号に規定する催しのための公園使用の許可
- 三 条例第四条第一項第四号に規定する有料公園施設の使用の許可
- 四 法第五条第一項の規定に基づき、公園管理者以外の者になされる公園施設の設置及び管理の許可

(条例等の適用)

第12条 大阪府屋外広告物条例（昭和二十四年八月二十九日大阪府条例第七十九号）、要綱及び掲載基準の規定に反しないものとする。

(その他)

13条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

この改正の要綱は、平成31年4月1日から施行する。